

# 資源ごみ回収を実施しませんか？

市では、自治会や子ども会などの地域団体が、家庭から出る資源物を自主的に集めて資源回収業者に引き渡す「資源ごみ回収補助事業」を実施しています。大切な資源をリサイクルし、SDGsに参加しましょう。

## 集団回収のメリット

- ◎ごみと資源物の分別やリサイクルなどに関する関心が高まることで、ごみ減量につながり、循環型社会づくりに参加できる。
- ◎補助金を受けることができる。(回収量1kgあたり4円)
- ◎地域のつながりを深めることができる。

### 対象団体

町内会・自治会・学校PTAなどの  
市民で組織される営利を目的としない団体

### 対象品目

新聞紙・布類・雑誌類・段ボール・  
カン類・牛乳パック・ビン類

詳細は、[愛西市 資源ごみ回収補助金](#) で検索ください。

☎ 環境課 ☎(55)7114



## 自治基本条例とまちづくり②

4月号では、自治基本条例第32条(審議会等)、第33条(住民投票)について紹介しました。今回は、第34条(政策の実行)から第36条(危機管理)について紹介します。



### (政策の実行)

第34条 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、市の政策の実行に積極的に参画するよう努めます。

### (行政評価)

第35条 市長等は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を行います。

- 2 市長等は、行政評価について、内部評価に加え、市民参画による外部評価を行うよう努めることとし、その結果を市民にわかりやすく公表します。

### (危機管理)

第36条 市長等は、災害等不測の事態に備えて、市民、関係機関との連携により、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備します。

- 2 市民は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

まちづくりは、行政と市民が役割分担をして協力しながら行っていくものです。災害時も同様で、それぞれの役割と責任を果たすことで、迅速に対応することができ、被害を最小限に抑えることや速やかな復興につながります。

☎ 市民協働課 ☎(55)7113